

志和小学校 情報セキュリティについて

1. 目的

東広島市には東広島市の策定した A「情報セキュリティ基本方針」(R3.4.1)及び B「東広島市教育情報セキュリティ基本方針」(R3.11.17), C「東広島市教育情報セキュリティ対策基準」(R4.1.7) という 3 つの基本方針がある。この 3 つの基本方針と同様、学校関係の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策(情報セキュリティ対策)を整備するために『志和小学校 情報セキュリティ方針』を定めることとする。基本的には A 及び B のセキュリティポリシーを準用するが、これらだけでは理解が共有されにくい事柄及び本校独自に当てはまる事柄について、この基本方針で定めることとする。

2. 危険性と対策についての理解

文部科学省作成の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和3年5月版)ハンドブックによると、情報セキュリティの脅威については以下のように分類される。

脅威の原因	想定される脅威(具体例)
人為による脅威	悪意のある他者 情報資産の窃取・改ざんを目的とした標的型攻撃
	悪意のある関係者(教職員、児童生徒) 不正アクセスによる成績等情報の改ざん
	関係者(教職員、児童生徒)の過失 端末、物理的な電磁的記録媒体(USB等)の紛失
自然災害等	データの消失

(教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン) (令和3年5月版)ハンドブック,p.8)

この他にも、情報のずさんな管理による情報流出など、身近に起こりうる脅威は数多く存在している。「このくらいいいだろう」「まあいいか」といい加減な気持ちで情報を扱わないこと、多忙であっても責任をもって情報を扱うことが重要である。

また、これらに対するセキュリティ対策については、次の3つに大別される。

人的セキュリティ	物理的セキュリティ	技術的セキュリティ
過失によるセキュリティ上のリスクを最小限に抑えるための対策(マニュアル作成、研修実施等) 	情報資産の機密性を確保するための対策を実施(パスワード設定や端末の管理等) 	悪意の有無を問わず情報資産の流出を防ぐための技術的な対策を実施(アクセス制限等) 

(教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン) (令和3年5月版)ハンドブック p.9)

これらの危険性の理解及びセキュリティ対策の多面的理解を共有することで職場の情報セキュリティを高める。また、危険性を感じた際には速やかに情報担当者や管理職に報告・相談をする。必要な場合には、不祥事防止委員会等で対応を協議する。

3. 端末などの持ち帰りについて

基本的には、PCやタブレットなどの端末は学校から持ち出さないようにする。社会見学や教職員の研修等やむを得ず持って出る際には、「校務用PC」ではなく、「児童学習用PC」を使用するとともに、必ず管理職の許可を得て持ち出す。その際、情報持出簿に記入する必要がある。

4. 校務用端末と児童用端末の扱いに関する留意点

- ①校務用端末は児童や保護者に使用させない。
- ②児童用端末は電源を付けたまま職員室に持ち込まない。
(他県では、サウンドレコーダーやグーグルミート等による個人情報の流出の事例あり。)
- ③各学級に使用が許可されている予備用のPCについては、児童が持ち帰ることがないようにする。

5. USB 端末の扱いについて

- ①校務用PC及び児童用PCに接続することのできるUSBは学校が所有しているUSBのみである。
私的なUSBを接続してはいけない。
- ②可能な限りUSB端末を持ち出さないようにする。特に、流出した際に極めて重大な問題が起こる可能性のある情報については持ち出さないようにする。(写真や成績等)
- ③USB端末のみならず、SDカードやHDDなどについても、同様である。
- ④やむを得ず持ち出す場合には、必ず管理職の許可を得て持ち出す。その際、情報持出簿に記入する必要がある。
- ⑤持ち出した場合には、車内に放置したり、店に寄ったりする等、紛失や盗難のリスクがないよう注意して行動する。
- ⑥持ち出したUSB端末は、翌勤務日の朝、中身を空にして教頭に手渡しで返却し、持出許可簿に記録する。

6. ID・PW・アカウントの運用について

小学校で使用されるID・PWには次のようなものがある。

- ・PCを立ち上げる際のID及びPW
 - ・内部システムにアクセスする際のID及びPW
 - ・デスクネットにアクセスする際のID及びPW
 - ・校務支援システムにアクセスする際のID及びPW
 - ・グーグルのアカウントにアクセスする際のID及びPW
 - ・USBにアクセスする際のPW
- 等

これらの情報セキュリティを高めるために以下の点に留意する。

- ①むやみに他者に教えない
- ②PWを電子メールでやりとりしない
- ③ID・PWを他者の目に触れる場所に置かない
(パスワードのメモなどをディスプレイなど他人の目に触れる場所に貼らない。)
- ④やむを得ずPWなどをメモした場合には鍵のかかる場所など安全な場所で保管する。



7. グーグルアカウントの運用について

6にある留意点と同様、4点に留意した上でさらに必要となることとして、次の○点が考えられる。

- ①校務用端末及び学習用端末を使って私的なアカウントにログインしてはいけない。
- ②私的な端末を使って校務用のアカウントにログインしてはいけない。
- ③グーグルのサービスを利用する際には、成績等の機密性の高い文書はクラウド上に保存をしたり、配信をしたりしてはいけない。
- ④外部の教育的な効果が高いと考えられるWebサイト等でグーグルアカウントとの紐付けが必要となる場合、必ず管理職に承諾を得ることとする。また、紐付けることによって活用できるWebサイトは情報教育担当者を中心として校内で共通認識が持てるよう周知する。

【現在利用可能なWebサイト】

- ・ tinkercad (3Dプリンター用のデザインが可能)
- ・ kahoot! (クイズ形式の学習が可能)

8. 児童の端末使用について

- ①学習に関係のないことには使用できない。
- ②長い時間PC端末を使いすぎないように配慮をする。
- ③休憩時間等、授業外ではできるだけPCを使わない。(雨の日及びグラウンドが柔らかくなっている時などはPCを使用することができる。)
- ④
- ⑤3学年以上は毎週金曜日に家庭学習のため自宅に持ち帰る。その際、ルールと持ち帰りの目的(課題を与える等)を明確に共有しておくこと、鞆の背中側に入れ、破損や紛失がないように留意することを指導する。(落下の衝撃が少ないため。)
- ⑤使用にあたっては、教育委員会作成の「タブレットPC使用のきまり」を使用して指導し、保護者へも配布した上で、「同意確認書」を提出させてから使用させる。

9. デジタルカメラやビデオカメラの使用について

- ①年度はじめに個人情報の保護に関する保護者の同意を確認する。
- ②こまめに撮影した画像を共有フォルダへ移し、本体やSDカード内に残らないようにする。
- ③「5. USB 端末の取り扱い」と同様、可能な限り持ち出さないようにする。やむを得ず持ち出す場合には、必ず管理職の許可を得て持ち出す。その際、情報持出簿に記入する必要がある。

10. 個人情報の収集と廃棄について

- ①個人情報をむやみに収集しないようにする。
- ②やむを得ず収集する際には次のことに留意する。
 - A 利用目的を特定する。
 - B 必要最小限の範囲で適正に情報を収集する。
 - C 保護者本人から直接収集する。
 - D 目的外の利用はしない。

E 保護者本人の同意なしで第三者に提供しない。

F 目的が達せられた場合には、速やかに返却，または廃棄する。

③個人情報を廃棄する際には，次のことに留意する。

A 保存期間内ではないか確認し，誤廃棄のないようにする。

B 廃棄をする際には，廃棄したことを記録に残すようにする。

C 紙媒体は，シュレッダーや業者による溶解処分等により廃棄する。

D CD-Rなどの電子記録媒体は，切断したり物理的に破壊したりして，情報が取り出せないようにしてから廃棄する。

E ハードディスクやUSBなどの機器は，教育委員会の指導を受けて廃棄する。